

# V 調査票の

生産品の名称又は事業の内容です。物を取扱うときは、製造、建設、機械据付けと修理の別、卸売と小売の別などをはっきり区別します。物を製造する場合は、製品名を原材料名・加工の仕方、用途がわかるようにします。(p.8)

労働者によって調査期間が異なるときは、最も労働者の多い調査期間となります。(p.8)

事業所の属する企業全体の常用労働者数の欄です。本社、本店、支店、営業所、工場など、すべて含んだ全体の常用労働者数です。(p.10)

常用労働者には、ごく短期間しか勤めない臨時のアルバイト以外は、ほとんどの労働者が含まれます。(p.2)

今月から調査票を作成することになった事業所の場合は、調査期間の最初の日の前日の状況です。(p.10)

前月分では、給与の算定を受けなかったため、労働者数に計上しなかったが、今月から、その理由が解消したため、算定を受けることとなった者も含まれます。(p.11)

調査期間の末日付けで、退職又は別事業所に異動となった者も含まれます。今月から給与の算定を受けないことになった者も含まれます。(p.11)

常用労働者のうちパートタイム労働者に関する欄です。(p.4, 12)

就業規則等であらかじめ定められている労働時間が、正社員、正規従業員よりも短い者の人数です。(p.4, 12)

調査期間中に、該当することがあったか把握する欄です。(p.17)

翌月の調査票では、この人数が5(1)の欄に入ります。(p.10)



様式第1号 (第9条関係)

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

**水産品加工業**

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1カ月間です。)

○月 1日から ○月 31日まで

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

22 日

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上     (4) 30~99人  
 (2) 300~999人     (5) 5~29人  
 (3) 100~299人

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1カ月を超える期間を定めて雇われてい及び臨時又は日雇労働者で、前2カ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間 (休憩時間は含めないで)			
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転動等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転動等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。					
男	1	4:3	7:5	8:8	4:3	2:6	9:3	8:0	6:5	6:0
女	2	4:1	0:3	1:2	7:4	1:4	8:6	8:0	5:9	8:0
計	3	8:4	7:3	6:3	5:8	4:8	1:8	0:6	0:6	5:5
うち、パートタイム労働者	4	1:7	6:1	2:8	1:6	9:3	2:3	0:0	2:0	9:5

◎ 計のうち、パートタイム労働者数について記入してください。

9 変動状況 (調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。)

1 定界を実施した。     4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。  
 2 ベースアップを実施した。     5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。  
 3 操業短縮、一時休業を実施した。     6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考

5(5)

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則がこの調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあ

労働者が実際に出勤して就業した延べの日数です。1時間でも出勤すれば1日となります。有給休暇取得分は、給与は支払われても、実際に、事業所に出て働いた訳ではないので含まれません。(p.12)

労働者が実際に就業した延べの労働時間数です。有給休暇取得分は、給与は支払われても、実際に、事業所に出て働いた訳ではないので含まれません。所定内労働時間数は、就業規則等であらかじめ定められている就業時間中に、実際に労働した時間です。所定外労働時間数は、あらかじめ定められている就業時間帯以外で、実際に労働した時間数です。1時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り下げます。(p.12)

# 記入要領早見表

都道府県からの指示どおりの番号を記入します。(p.7)

(第二種事業所の場合)

都道府県番	調査区番号	事業所一連番号
○ ○	△ △ △	□ □ □ □

統計法に基づく基幹統計調査

## 毎月勤労統計調査全国調査票

秘

(第一種事業所用)

平成 □ 年 ○ 月 分

### 厚生労働省

都道府県番	事業所一連番号	産業分類番号	抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
○ ○	0 0 0	大 中 小			

る者 ※印欄は記入しないでください。  
の家族従業者は除きます。  
間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

間数 ください)	8 現金給与額 (税込み額です。)			
(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3カ月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
時間	百万 千円	百万 千円	百万 千円	①賞与 百万 千円
9:56.5	1.33:4.41	計欄に記入してください。	2.63:0.16	3:2.8:1:1.8
3:39.3	5:5:6.4:1		7:8:5:6.2	②定昇・ベースアップ等の追給(4)月分から(5)月分 13,460千円
1:2:9:5.8	1.8:9:0.8:2		1.6:8:1.4	③3カ月を超える期間で算定される通勤手当 千円
1:9.4:3	1.6:7:9.6		1.9:4:3	④ 千円
				⑤ 千円

(本月分の報告内容と前月分の間に着しい差がある場合は、その理由を記入してください。)

1名パートタイム労働者から一般労働者に変更。賞与支給あり。

事業内容の変更、大幅な労働者数の変動、賃金の改定、休日の変更、就業形態の変更など、前月分までと、特に違ったことがあれば、留意事項も含めて記入する欄です。その他、留意事項等があれば記入します。(p.18)

あります。ります。

所定外労働時間の労働に対して算定する給与で、超過勤務手当、休日出勤手当、深夜手当などのことです。(p.16)

給与規則、就業規則、労働協約等において、あらかじめ定められている算定方法によって算定される給与のことです。基本給・本俸の他に業績手当、職務手当、奨励加給、超過勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、通勤手当なども含まれます。ただし、算定期間が3カ月を超えるものは、特別に支払われた給与に含まれます。(p.14, 15)

所得税その他を差し引く前の支払い総額(1,000円単位)です。1,000円未満の端数は、四捨五入となります。(p.14)

「きまって支給する給与」に該当しない給与で、調査期間中に実際に支払われたものです。次のものが該当します。  
①賞与  
②ベースアップの差額追給分  
③あらかじめ算定方法が定められていても、算定期間が3カ月を超えるもの、6カ月ごとに支払う通勤手当など  
④一時的・突発的な事由で、実際に労働者に支払われたもの (p.16)

8(3)欄の「特別に支払われた給与」のうち、賞与に該当するものです。(p.16)

賞与、定昇、ベースアップの差額追給分及び算定期間が3カ月を超える通勤手当以外で、特別に支払われた給与に計上された手当の名称と金額です。なお、定昇、ベースアップの差額追給分に当月分は含まれません。(p.16)

8(4)の①～⑤のいずれかに記入された場合は、必ず8(3)にも計上します。

(注) 超過勤務手当、奨励加給などは1ヵ月又はそれ以上遅れて算定されることがあります。その場合、労働が行われた月ではなく算定された月の給与としても差し支えありません。